

国際条約と国内法律との関係表

	国際条約名	薬物名	定義(国内法律名)
乱用薬物	1961年の麻薬に関する 單一条約	あへん系麻薬 コカ系麻薬 合成麻薬 等	麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
		あへん	あへん(あへん法)
		大麻(含樹脂)	大麻(大麻取締法)
	向精神薬に関する 条約	付表Ⅰ LSD、MDMA サイロシビン 他	麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
		付表Ⅱ PCP、Δ ⁹ -THC、 2C-B、アミネプチ ン	
		メタカロン 他	第一種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
		メタンフェタミン アンフェタミン 他	覚せい剤 (覚せい剤取締法)
		付表Ⅲ ペンタゾシン 他	第二種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
	付表Ⅳ トリアゾラム 他	付表Ⅳ トリアゾラム 他	第三種向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
		GHB	麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法)
原料物質	麻薬及び向精神 薬の不正取引の 防止に関する国 際連合条約	付表Ⅰ 無水酢酸 過マンガン酸カリウム 他	特定麻薬向精神薬原料 (麻薬及び向精神薬取締法)
		エフェドリン フェニルアセトン ノルエフェドリン フェニル酢酸	覚せい剤原料(※) (覚せい剤取締法)
		付表Ⅱ アセトン、トルエン 他	麻薬向精神薬原料 (麻薬及び向精神薬取締法)

※覚せい剤原料には、上記の他、日本独自で規制している6物質がある。

○クロロエフェドリン ○メチルエフェドリン ○クロロメチルエフェドリン
○ジメチルプロパミン ○フェニルアセトアセトニトリル
ON-α-ジメチル-N-2プロピニルフェネチルアミン

◎国際条約で規制していない物質でも、国内法律で麻薬や向精神薬として規制している物質もある。

(ナロルフィン(麻薬)、クアゼパム(向精神薬)等)。

◎サイロシビン又はサイロシンを含有するきのこ類は国際条約では規制されていないが、国内では麻薬及び向精神薬取締法により麻薬原料植物に指定されている。